

(第78号議案)

中野区勤労福祉会館条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条・第2条 (略) (施設) 第3条 会館の施設は、次のとおりとする。 (1) 談話室、多目的ホール、体育室及び小体育室 (2) 大会議室、会議室、和室、創作室、調理室及び 展示コーナー (3) <u>保育室</u> 第3条の2～第12条 (略) 附則 (略) 別表第1・別表第2 (略) 別表第3 (第5条関係)				第1条・第2条 (略) (施設) 第3条 会館の施設は、次のとおりとする。 (1) 談話室、多目的ホール、体育室及び小体育室 (2) 大会議室、会議室、和室、創作室、調理室及び 展示コーナー 第3条の2～第12条 (略) 附則 (略) 別表第1・別表第2 (略) 別表第3 (第5条関係)			
施設\区分	午前 (9時～ 12時)	午後 (1時～ 5時)	夜間 (6時～ 9時30分)	施設\区分	午前 (9時～ 12時)	午後 (1時～ 5時)	夜間 (6時～ 9時30分)
大会議室	1,300円	1,800円	1,600円	大会議室	1,300円	1,800円	1,600円
会議室1	400円	500円	500円	会議室1	400円	500円	500円
会議室2	400円	500円	500円	会議室2	400円	500円	500円
<u>会議室3</u>	<u>600円</u>	<u>900円</u>	<u>700円</u>				
和室	500円	700円	600円	和室	500円	700円	600円
創作室	300円	500円	400円	創作室	300円	500円	400円
調理室	100円	200円	100円	調理室	100円	200円	100円
展示コーナー	400円	600円	400円	展示コーナー	400円	600円	400円
備考 展示コーナーの夜間の使用時間は、午後6時から午後9時までとする。 <u>附則</u> <u>(施行期日)</u> 1. <u>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</u> <u>ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2. <u>改正後の第3条第3号に規定する保育室及び別表第3に規定する会議室3の使用のために必要な</u> <u>手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</u>				備考 展示コーナーの夜間の使用時間は、午後6時から午後9時までとする。			